

喜多方市介護保険サービス利用料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行に伴い、介護保険サービスを利用した場合に支払わなければならない利用料について、予算の範囲内で助成することによって、介護保険サービスを利用する者の経済的負担を軽減するとともに、介護保険サービス利用の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 法第19条による要介護または要支援の認定を受けた者

(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号または第2号、第3号に該当する者及び法第9条第1項第2号に規定する者で、令第38条第1項第1号イ（1）または第2号イ、第3号イに該当する者。ただし、同項第1号ロに該当する者は除く。

(3) 法第8条第23項による居宅介護支援を利用した者

2 前項第1号の規定にかかわらず、法第27条第12項及び法第32条第8項の規定により非該当と認定された者のうち、市長が特に必要と認めた者で前項第2号に規定する者については対象者としてすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、介護保険（医療保険と一体となって徴収される介護保険料に相当する額を含む。）を1年以上滞納している者は対象としない。

(助成の対象となるもの)

第3条 この要綱による助成の対象となるものは、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1項の対象者が、法第8条第1項に規定する居宅サービスを利用した場合、法第44条第1項若しくは法第56条第1項の特定福祉用具を購入した場合及び法第45条第1項若しくは法第57条第1項の住宅改修を行った場合に対象者が負担をしなければならない支給限度額の100分の10に相当する額

(2) 前条第2項の対象者が、喜多方市ホームヘルプサービス事業実施要綱、喜多方市デイサービス事業実施要綱及び喜多方市老人短期入所（ショートステイ）運営事業実施要綱に基づくサービスを利用した場合に負担する額

2 法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）により、日常生活に要する費用として、その利用者に負担させるのが適当と認められる費用は助成の対象としない。

(助成割合)

第4条 助成の割合は、前条第1項に規定する額の100分の30とする。

2 対象者が他の制度により前条第1項の額の減免を受けられる場合は、その減免される額を控除

した額の 100 分の 30 とする。

(受給資格の登録)

第 5 条 この要綱による助成を受けようとする者は、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給対象者登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、対象者該当の有無について決定し、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給対象者認定結果通知書（様式第 2 号）により、申請の日の翌日から起算して 30 日以内に申請者に通知しなければならない。

3 前項の規定により対象者として認定された者（以下「認定者」という。）には、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給対象者認定証（様式第 3 号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

4 受給資格の登録日は、申請書を受理した日の属する月の初日とする。

(認定の有効期間)

第 6 条 認定証の有効期間は、登録の日以後最初に到来する 6 月 30 日までとする。

(認定の更新)

第 7 条 認定の有効期間満了後引き続きこの要綱による助成を受けようとする者は、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給対象者継続認定申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、対象者該当の有無について決定し、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給対象者継続認定結果通知書（様式第 5 号）により、申請の日の翌日から起算して 30 日以内に申請者に通知しなければならない。

(助成の申請)

第 8 条 対象者が助成金支給の申請をするときは、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給申請書（様式第 6 号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、第 3 条に規定する介護保険サービスの提供を受けた利用料金を支払った日の翌日を起算日として 2 年以内にしなければならない。

(助成の決定)

第 9 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成額を決定し、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給決定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(受給資格の喪失)

第 10 条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格を喪失する。

(1) 死亡や転出等により被保険者の資格を喪失した者

(2) 第 2 条に掲げる対象者の要件に該当しなくなったとき

(3) 生活保護を受給したとき

(4) 老人保健施設等への入所または施設サービス、地域密着型サービス等を引き続き 6 ヶ月以上利

用し、居宅サービスの提供を受ける見込みがない者

(5) 居宅サービスの提供を受ける見込みがないため、本人または被保険者の親族等により申出のあった者

2 市長は、前項の第2項から第4項の規定により受給資格を喪失したときは、喜多方市介護保険サービス利用料助成金資格喪失通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（変更の届出）

第11条 認定者は、次に掲げる事項について変更があったときは、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給対象者資格変更届出書（様式第9号）に認定証を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) その他当初の申請書に記載した事項

（認定証の再交付）

第12条 認定証を破損し、または忘失したことにより、認定証の再交付を受けようとするときは、喜多方市介護保険サービス利用料助成金支給対象者資格認定証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出し、再交付を申請するものとする。

（譲渡または担保の禁止）

第13条 サービス利用料の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第14条 市長は、認定者が偽りその他の不正行為により、この要綱による助成を受けたときは、助成した金額の全部または一部を返還させることができる。

（認定証の返還）

第15条 認定者が、その資格を喪失したときは、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

（市町村合併による経過措置）

第16条 平成18年1月3日までに提供を受けたサービスに要した費用については、合併前の要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

喜多方市介護保険サービス利用料助成金交付要綱事務取扱

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

要綱	事務取扱
(1) 法第19条による要介護または要支援の認定を受けた者	①要支援1～2 ②要介護1～5
(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号または第2号、第3号に該当する者及び法第9条第1項第2号に規定する者で、令第38条第1項第1号イ(1)または第2号イ、第3号イに該当する者。ただし、同項第1号ロに該当する者は除く。	①第1号被保険者（65歳以上） 介護保険料所得段階が第1段階～第3段階の者で、世帯全員が市町村民税が課税されていない ②第2号被保険者（40～64歳） 本人及び世帯全員が市町村民税が課税されていない ③上記①・②であっても生活保護受給者は除く

(助成の申請)

2 前項の申請をするときは、第3条に規定する介護保険サービスの提供を受けた利用料金を支払った日の翌日を起算日として2年以内にしなければならない。

《例》平成26年4月分を平成26年5月10日に支払った場合

起算日は、平成26年5月11日となり、2年後の平成28年5月10日までに提出しなければならない。

(受給資格の喪失)

第10条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格を喪失する。

要綱	事務取扱	資格喪失日
(1) 死亡や転出等により被保険者の資格を喪失した者	①死亡や転出等により喜多方市が被保険者でなくなったときは受給資格を喪失する ただし、住所地特例者や市外に居住する者は、喜多方市が被保険者であれば、受給資格は喪失しない。	①喜多方市被保険者資格喪失日

(2)第2条に掲げる対象者の要件に該当しなくなったとき	<p>①要介護・要支援の判定を受けていた者が、「自立」または更新申請せず「要介護・要支援」でなくなった場合は、受給資格を喪失する</p> <p>②介護保険料所得段階が第4段階以上になった場合および本人及び世帯員のいずれかに市町村民税が課税された場合</p> <p>③生活保護を受給した場合は、受給資格を喪失する。</p> <p>④老人保健施設等への入所または施設サービス、地域密着型サービス等を引き続き6ヶ月以上利用し、居宅サービスの提供を受ける見込みがない場合は、受給資格を喪失する。 ※受給資格を喪失させ、退所した場合は、改めて登録申請を行ってもらう</p>	<p>①「要介護・要支援」の認定期間終了日</p> <p>②6月末日</p> <p>③生活保護受給開始日の前日</p> <p>④施設に入所した日を起算日として6ヵ月後 (4/1日入所→9/30喪失日) ※注意1</p>
	<p>⑤居宅サービスの提供を受ける見込みがないため、本人または被保険者の親族等により申出のあった場合は、受給資格を喪失する。</p>	<p>⑤申出のあった日</p>

※注意1 初回の資格喪失日は、平成26年4月1日から6ヶ月経過後の平成26年9月30日とする。